訴訟提起前の警告状送付義務



著者: Vladimir Biriulin¹

編者:黒瀬 雅志2

ロシアの知的財産法である民法典第4部が改正され³、損害賠償請求訴訟を商事裁判所に提起する前に、権利者は侵害者に対して警告状を送付しなければならなくなった(民法1252条5.1項)。

【知的財産権侵害における救済措置】

ロシアにおいて知的財産権の侵害行為がなされた場合には、権利者は民事的救済措置、刑事的 救済措置及び行政的救済措置を求めることができる。

民事的救済措置を求める場合には、裁判所に訴訟を提起しなければならないが、ロシアには普通裁判所と商事裁判所(仲裁裁判所とも称される)がある。訴訟当事者の一方が自然人である場合には、普通裁判所が管轄となり、両当事者が法人又は個人事業主の場合には商事裁判所の管轄となる。

今回の法改正で知的財産権侵害訴訟の実務に変更があったのは、商事裁判所に損害賠償請求訴訟を提起する場合である。

【民事的救済措置】

知的財産権者は、裁判所に対して以下の申し立てをすることができる(民法1252条1項)。

1)対象となる知的財産権の有効性の確認

対象となる知的財産権の排他的権利を否認する場合への対抗手段として、有効性の確認を求めることができる。

2) 侵害行為の中止

¹ ロシア弁護士 Gorodissky & Partners

² 日本弁理士 Gorodissky & Partnersウラジオストク事務所顧問 ロシアの知的財産専門家が執筆した論文を、黒瀬が日本の読者向けに編集し、最近のロシア知財実務の動向を報告する。

³ 商事訴訟法 (Commercial Procedure Code) の改正 (2016年3月2日連邦法No.47-FZ、2016年6月施行)により、商事裁判所に民事訴訟を提起する場合には、事前に被告に対し警告状を送付することが義務づけられた (商事訴訟法4条5項)。知財権侵害訴訟については、民法第4部の改正 (2017年7月1日)により、損害賠償請求訴訟提起前に、侵害者へ警告状を送付する義務が明記された。